会長 | 担当理事 | 会計

（健Ⅱ454F）
令和３年12月17日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

今般、標記の事務連絡が改正され、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

本改正では、Q&AにQ8、13、17～20が追加されております。

（改正前の通達については、令和３年12月14日付（健Ⅱ449F）をご参照ください）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供のほど、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

福岡八潮医師会 収受 3.12.20 第1022号

事　務　連　絡
令和３年 11 月 30 日
令和３年 12 月 15 日一部改正

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和２年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に関わらず、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院の取扱い及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る報告については、本事務連絡のⅢで示す報告内容を下記の連絡先に電話連絡の上、メールで報告してください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）第 13 条第２項の規定を踏まえ、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者や感染が疑われる者、濃厚接触者等の人権が尊重され、差別や偏見が助長されることのないよう、啓発活動等の取組をお願いします。

<u>また、B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る対応について、Q&A を追加しましたので、ご参照ください。</u>

（主な改正箇所は<u>太字下線</u>）

記

Ⅰ．B.1.1.529系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1．当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく入院を行うこととし（※1、※2）、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。

入院等に当たっての対応については、以下のフロー図を参照して下さい。

ただし、以下の者がゲノム解析によりB.1.1.529系統（オミクロン株）でないことが確定した場合には、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、症状等に応じて、療養先を決定して下さい。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。以下「検査陽性者」という。）であって、過去14日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者(乗員も含む)

（フロー図中、①に対応）

②検査陽性者であって、

・L452R変異株PCR検査が陰性である者

又は

・L452R変異株PCR検査が判定不能である者のうちB.1.1.529系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

（フロー図中、②に対応）

③検査陽性者であって、L452R変異株PCR検査が陽性（CT値30未満）である者のうち、

・ゲノム解析の結果、B.1.1.529系統（オミクロン株）であることが確定した者

又は

・ゲノム解析の結果が判定不能である者のうちB.1.1.529系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

（フロー図中、③に対応）

※1　入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、B.1.1.529系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。

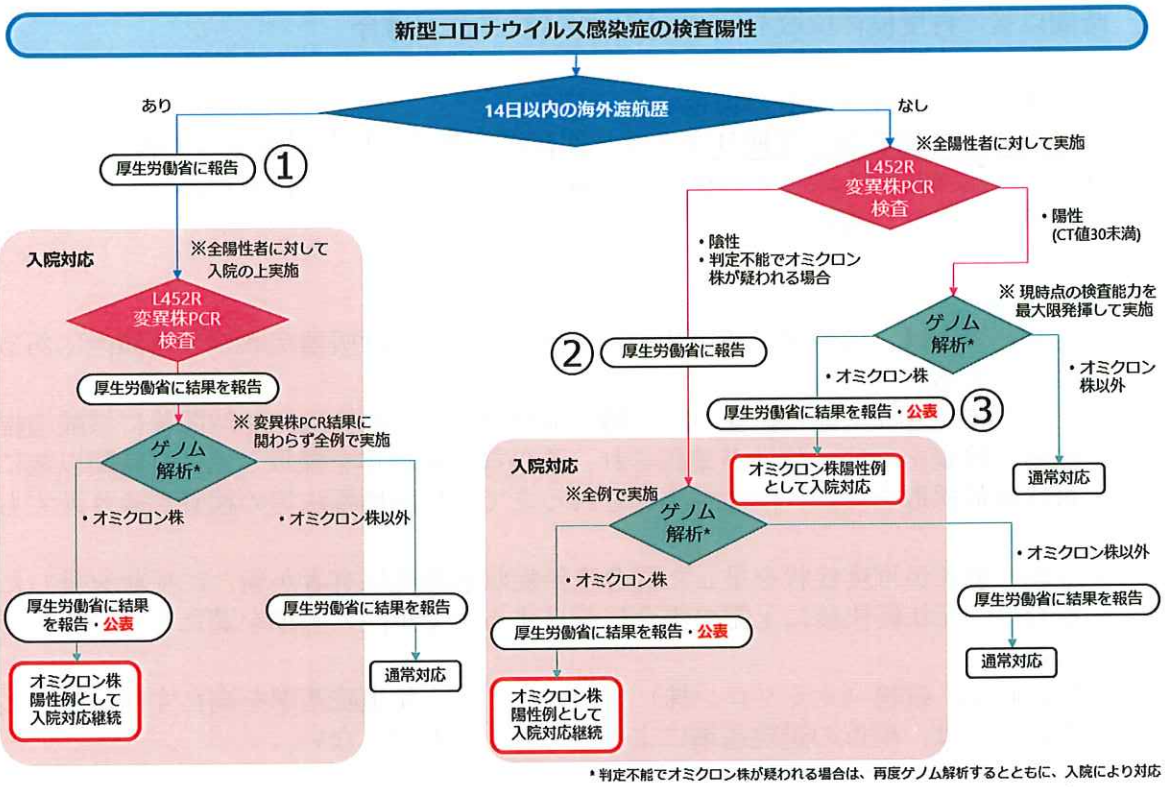
※2　変異株PCR検査及びゲノム解析の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について（要請）」（健感発0205第4号　令和3年2月5日付け厚生労働省結核感染症課長通知）を参照。

※３　本事務連絡における「過去 14 日以内」の起算点は、以下のとおり。
・有症状者の場合は、発症日
・無症状者の場合は、検体採取日

● 戦略班
・B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性事例等（※）の発生に係る報告
TEL：03-3595-3489
090-8940-9123（緊急時：上記番号がつながらない場合）
Email:SARSOPC@mhlw.go.jp
（※）本事務連絡のⅢ.を参照。

・ゲノム解析及び変異株 PCR 検査に関すること
・B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る入院の対応、退院基準に関すること
・B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る感染管理に関すること
・B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性事例に係る公表に関すること
TEL：03-3595-3489
Email: SARSOPC@mhlw.go.jp

B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）陽性者等の行政対応に係るフロー図



2．また、以下の者については、更なる科学的知見が得られるまでの間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の３第２項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めていただくよう、お願いします。

①ゲノム解析の結果、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者の濃厚接触者（※）

②ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B.1.1.529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者（※）

③B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定又は L452R 変異株 PCR 検査が陰性である検査陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）

※　法第 15 条に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を２日に１回を目安に実施し、最終曝露日（陽性者との接触等）から 14 日間経過し、かつ最終曝露日を０日として 14 日目の検査が陰性であった場合に退所できる。

3．また、上記１により入院した者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

（１）有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増

幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（２）無症状病原体保有者の場合

陽性確定に係る検体採取日から６日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（留意事項）

・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
・上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
・B.1.1.529 系統（オミクロン株）でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

４．これらの対応に当たっては、個人情報の保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

Ⅱ．航空機内における B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、国立感染症研究所において、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」[1]が示されているところです。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、感染・伝播性の高さが懸念されていることから、更なる科学的知見が得られるまでの間、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者又は L452R 変異株 PCR 検査が陰性である検査陽性者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとします。

Ⅲ．B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うことができるよう、現時点では以下に従って、自治体における公表の前に、必ず厚生労働省にご報告ください。

[1]「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）
https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfeir/10800%20covid1902.html

（1）報告内容及び方法

A. 対象

Ⅰ.1.①～③に該当する者（入院の対象となる者）

B. 報告のタイミング

保健所等において、「1．対象」に掲げる者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告をお願いいたします。

※当該対象者の入院を待たず、速やかな報告を優先して下さい。

また、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、報告を行って下さい。

C. 報告内容

①保健所情報

・保健所名、担当者、直通電話番号

②患者概要

※速やかな報告を優先し、順次、可能な範囲でご報告ください

・氏名、年齢、性別、生年月日
・ハーシス ID
・確定診断の有無、検査方法と検査結果
・変異株 PCR 検査の種類(L452R など)、実施有無、実施日、結果、判明予定日
・ゲノム解析実施の有無、実施日、結果、判明予定日
・渡航先（トランジット含む)、入国日
・症状有無
・入院有無、現在の所在
・年齢、国籍、職業
・濃厚接触者の有無（積極的疫学調査がどこまでされているか)
・新型コロナウイルスワクチン接種歴、既感染歴

D. 報告先

上記の内容について、下記の連絡先に電話連絡の上、メールで報告してください。

報告が平日夜間・土日・祝日となる場合であっても、メールで報告した際は、必ず電話で到着確認を行って下さい。

※電話した際、不在等の場合であっても、到着確認ができるまで再度お電話下さい。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部　戦略班

TEL：03-3595-3489

090-8940-9123（緊急時：上記番号がつながらない場合）

Email:SARSOPC@mhlw.go.jp

E. 報告後の進捗の報告

上記の内容について報告後、報告対象となった者について、L452R 変異株 PCR 検査

の結果が判明した際や、ゲノム解析の結果が判明した際は、D.の報告先に、必ず報告をお願いします。

（2）公表

A.厚生労働省と自治体の連携

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うため、緊密な連携を行うものとします。

このため、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告を行って下さい。

B.自治体が公表する際の注意点

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の陽性例の確定はゲノム解析により行います。これ以外の場合の拙速な公表は、対象者の個人情報の保護等の観点から、避けていただくようお願いします。

また、自治体において公表を行う際は、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和２年２月 27 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和２年７月 28 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、行っていただくようお願いします。

Ⅳ．変異株 PCR 検査及び積極的疫学調査の実施について

B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、この変異株の発生をより迅速に把握する必要があることから、

①Ⅰのフロー図のとおり、SARS-CoV-2 陽性と判定された全ての検体について、L452R 変異株 PCR 検査を実施すること、

②Ⅰ.1.①～③に該当する者（入院の対象となる者）を把握した場合は、積極的疫学調査を実施すること

を徹底いただくようお願いいたします。

※変異株 PCR 検査の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和３年２月５日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）、積極的疫学調査の実施については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和２年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照して下さい。

Ⅴ．B.1.1.529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について

懸念される変異株事例における HER-SYS の入力については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和２年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のⅤに関わらず、以下の要領に従い、B.1.1.529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株であることをチェックできる項目（①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果）の入力をお願いいたします。

なお、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の濃厚接触者についても、「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について」（令和３年 11 月 30 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）にてお示ししたとおり、他の濃厚接触者と同様に、HER-SYS への入力をお願いします。

【入力要領】

①変異株 PCR 検査結果（※）

・L452R 変異株 PCR 及び N501Y 変異株 PCR それぞれについて、陽性、陰性、判定不能または未実施のいずれかの選択をお願いいたします。

②ゲノム解析結果

・ベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかを選択が可能となります。
・国立感染症研究所その他の機関でゲノム解析結果が確定した方について、プルダウンからベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかの選択をお願いいたします。
・ベータ株については「B.1.351 系統の変異株（ベータ株）」、ガンマ株については「P.1 系統の変異株（ガンマ株）」、デルタ株については「B.1.617 系統.2 の変異株（デルタ株）」であることが確認された場合に入力をお願いいたします。
・国立感染症研究所からウイルスの遺伝子の一部の分析ができず確定には至らなかったが、懸念される変異株の特徴が確認されたとの報告を受けた場合についても、該当する株の選択をお願いいたします。
・ゲノム解析を行ったものの判定不能であった場合については、プルダウンから「判定不能」の選択をお願いいたします。
・①については、変異株 PCR 検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします（※）。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

（※）HER-SYS における変異株 PCR 検査結果の入力は、12 月 10 日以降、可能となります。12 月 10 日以前の分も含め、入力をお願いします。

＜参考＞現行の退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日付け健感発 0225 第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）抜粋）

第１　退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 26 条第２項において準用する法第 22 条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

（１）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

①　発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合

②　発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（２）人工呼吸器等による治療を行った場合

③　発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合

④　発症日から 20 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※　ただし、③の場合は、発症日から 20 日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

⑤　発症日から 10 日間経過した場合

⑥　発症日から６日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すも

のとする。(①、③または⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

別添

新型コロナウイルス変異株への対応に関するQ&A

Q1.宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。 13
Q2.Ⅰ.2.の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。 13
Q3.オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査はPCR検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。 13
Q4.Ⅰ.2.で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。 13
Q5.濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。 13
Q6.保健所から自宅待機等をお願いしたB.1.1.529系統(オミクロン株)疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。 14
Q7.入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。 14
Q8.オミクロンの患者と航空機の同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハーシス入力は必要か。 14
Q9.L452R変異株PCR検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。 14
Q10.変異株PCR検査について、L452Rではなく、N501Yで代用しても良いか。 15
Q11.L452R変異株PCR検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、そのCT値に関わらずゲノム解析を行うのか。 15
Q12.海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株PCR検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。 15
Q13.Ⅰ.1.①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。 15
Q14.(過去14日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない)検査陽性者であって、L452R変異株PCR検査が陽性(CT値30未満)である者について、L452R陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。 .. 16
Q15.航空機内濃厚接触者について、2日に1回検査とあるが、14日目に検体採取をした場合、その結果を踏まえて療養解除となるのか。 16
Q16.船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。 16
Q17.Ⅰ.2.の濃厚接触者について、2日に1回を目安に検査とあるが、14日目に検体採取を行い、その結果が14日を超える場合は、その結果を踏まえて宿泊施設での滞在を解除して良いか。また、2日に1回検査を行った結果、例えば13日目に検査を行い、その結果をもって14日目に療養解除して良いか。 16
Q18.検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れをどうなるのか。 16
Q19.海外渡航歴があり新型コロナウイルス感染症の検査陽性の場合に入院している者が、L452R変異株PCR検査で陽性の場合、ゲノム解析の結果を待たずに宿泊療養に移行してもよいか。 .. 17

Q20. オミクロン株の陽性者の機内濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。 17

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B.1.1.529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B.1.1.529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. Ⅰ．2．の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和３年 12 月１日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えらます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. Ⅰ．2．で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。

宿泊施設での滞在に対してご理解を得ることが極めて困難な場合には、対象となる方が下記の対応を行うことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養を行うようお願いいたします（宿泊療養が可能となった場合には、可能な限り速やかに宿泊療養に移行）。

（自宅療養中の対応）

法第 15 条に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を２日に１回を目安に実施し、最終曝露日（陽性者との接触等）から 14 日間経過し、かつ最終曝露日を０日として 14 日目の検査が陰性であった場合に自宅療養を解除。

Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。

Ⅰ.2. でお示しする方については、更なる科学的知見が得られるまでの間、法第 44 条の３第２項に基づく必要な協力として宿泊施設への滞在を求めていただくこととなります。

濃厚接触者の方に対しては、まずは、オミクロン株に関する更なる科学的知見が得られるまでの間の対応として宿泊施設に滞在いただくことについて、丁寧な説明等（※）を行うことにより、対象者の御理解・御協力を得られるようにすることが基本

となりますが、宿泊施設での滞在が困難であるなどやむを得ない事情により対応が困難な事例が生じた場合には、下記までご連絡下さい。

※入国後 14 日以内の方であれば、入国時に保健所等における指示があった場合にはそれに従うことを誓約いただいていること等について説明いただくことも考えられます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部　戦略班
Mail:SARSOPC@mhlw.go.jp
TEL：03-3595-3489

Q6.保健所から自宅待機等をお願いした B.1.1.529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届を出す場合についての留意事項をお示ししておりますので、これらを参考にしつつ、管轄の警察署と相談しつつ届出ていただくようお願いいたします。

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf
https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf

Q7.入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

Q8.オミクロンの患者と航空機の同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハーシス入力は必要か。

発生届の提出は不要です。HER-SYS 入力については、第 15 条に基づく積極的疫学調査の結果及び、健康フォローアップ中の健康観察に係る項目の入力をお願いします。

Q9.L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。

同居家族等でオミクロン株陽性が確定した患者がいる場合など、明らかな疫学的リンクがある場合には、オミクロン株が疑われる事例と考えられます。

Q10. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できることが確認されました。
このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値(Ct 値)の結果のみをもって判断するのではなく、501Y(N501Y 変異陽性)の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要があることに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統(オミクロン株)について(第３報)」の“国内におけるスクリーニング検査法”を確認してください。
https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-b11529-3.html
なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値(Ct 値)の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線の目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q11. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。

CT 値に関わらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q12. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。

お尋ねの場合の退院基準については、本事務連絡の３のとおり、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。
（１）有症状者の場合
症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（２）無症状病原体保有者の場合
陽性の確認から６日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

Q13. Ⅰ.１.①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、３の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。

貴見のとおりです。

Q14.（過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない）検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。

貴見のとおりです。

Q15. 航空機内濃厚接触者について、2 日に 1 回検査とあるが、14 日目に検体採取をした場合、その結果を踏まえて療養解除となるのか。

貴見のとおりです。

Q16. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。

外国から来航した船舶（漁船を含む）において船員が陽性となった場合には、速やかにお近くの検疫所までご連絡ください。

なお、船内において隔離措置を実施でき、かつ、陽性者が船内での療養が可能な健康状態である場合、船内での療養を行うことも可能です。

Q17. Ⅰ.2. の濃厚接触者について、2 日に 1 回を目安に検査とあるが、14 日目に検体採取を行い、その結果が 14 日を超える場合は、その結果を踏まえて宿泊施設での滞在を解除して良いか。また、2 日に 1 回検査を行った結果、例えば 13 日目に検査を行い、その結果をもって 14 日目に療養解除して良いか。

差し支えありません。

Q18. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れをどうなるのか。

検疫又は検疫所長が指定する施設において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった者（以下「陽性者」という。）については、L452R 変異株 PCR 検査を実施することとしており、全自治体に対して、L452R 変異株 PCR 検査で陰性となった者が搭乗していた航空機の便名を共有いたします。その際、当該航空機に搭乗していた陽性者以外の者（以下「機内同乗者」という。）は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として、宿泊施設に滞在していただくことを求めてください。

陽性者については、ゲノム解析を行い（※１）、解析結果についても速やかに関係する自治体に共有します。オミクロン株であることが確定となった場合には、機内同乗者は宿泊施設における滞在を継続ください。オミクロン株であることが確定しない場合には、機内同乗者は宿泊施設での待機が解除になりますが、機内同乗者が陽性者の前後２列以内の列に搭乗していた場合（※２）には、引き続き濃厚接触者として対応が必要となりますので、留意ください。なお、ゲノム解析の結果オミクロン株であることが確定とはならず、かつ、陽性者の前後２列以内の列に搭乗していた機内同乗者については、「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点に

ついて」（令和３年７月７日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の内容に従ってご対応いただきますよう宜しくお願いいたします。
（※１）ゲノム解析には、数日を要するため、ご連絡まで時間がかかることがあります。
（※２）ゲノム解析の結果、陽性者がオミクロン株であることが確定しない場合には、当該陽性者が搭乗していた航空機の座席情報を関係する自治体に送付します。

Q19. 海外渡航歴があり新型コロナウイルス感染症の検査陽性の場合に入院している者が、L452R 変異株 PCR 検査で陽性の場合、ゲノム解析の結果を待たずに宿泊療養に移行してもよいか。

L452R 変異株 PCR 検査で陽性の場合でも、ゲノム解析の最終結果が判るまで、入院を継続していただくようお願いします。ゲノム解析によりオミクロン株以外の変異株であることが判明した場合には、他の変異株と同様に宿泊療養や自宅療養に移行してください。

Q20. オミクロン株の陽性者の機内濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。

オミクロン株とデルタ株の共感染のリスクについては不明であり、デルタ株の感染者としての入院等の感染管理とオミクロン株の濃厚接触者として、最終曝露日からの 14 日間の健康フォローアップの双方が必要となります。デルタ株としての退院基準とオミクロン株の濃厚接触者としてのフォローアップのいずれか遅い方が到達する時点及びその 2 日前の２回の PCR 検査を実施してください。いずれも陰性である場合、または陽性となってもいずれの Ct 値も十分に高く（目安として Ct 値が 32 以上）低下傾向がない場合にはデルタ株の PCR の陽性持続例としてフォローアップの終了が可能です。PCR 結果の結果が陽性で、Ct 値が低い場合や低下傾向を認める場合には、オミクロン株への感染の可能性が否定できないため、追加のゲノム解析を実施してください。